

大分県や市町村などの公共工事の2年ごとの受付が12月～1月にあります
今年は説明会をせず、前回の県入札申請者のみへ11月中旬に資料が送られます。



「遺言書の検認が終りその足で法務局に行って相談員の指示どおり不動産の所有権を亡夫から私に移転する手続きをして1週間目の今朝、法務局から『登記が完了した…』との連絡がありました。色々相談にのって貢ってありがとうございました！」との電話がAさんから掛かってきました。9月の当豆ニュースでお知らせした相続の件です。公正証書遺言と違って自筆証書遺言は遅滞なく家裁に提出して「検認」を受けなければ

夫の急死で
不安な中…
相続登記
自分で無事完了！

ばなりませんが、申立てから相続人等の立会いの上で開封する期日まで約4週間かかります。しかし法務局が無料で発行する『法定相続情報一覧図』があれば1週間程期日が早くなります。都町で飲食店を営んでいたAさんは、夫の急死で動搖し気持ちが不安定な状態になりましたが、戸除籍謄本の取り寄せまでを行政書士が行い、法務局や家裁での手続きはご自分でました結果、登記の印紙代等4万2千円を含めて4万6千円程で手続きが無事全て済みました。(濱田)



「毎年11月は『過労死等防止啓発月間』です。週の労働時間が60時間を超えていませんか？年休の取得はきちんとできていますか…？」との厚労省のチラシ・パンフにフリーランスの項目が新しく入りました。ガイドラインには「フリーランスとは法令上の用語ではなく、定義は様々であるが、(ここでは)実店舗がなく、雇人もいない自営業者が一人社長(親方)であって、自身の経験や知識・スキルを活用して収入を得る者を指す…」と書かれています。そして関係する法

一人親方で
あっても…
過労死防止法適用

律として①独占禁止法②下請法③労働関係法令の3つがあり、①は全般の取引に適用②は資本金1000万円超の法人との取引に適用③は実質的に発注事業者の指揮命令を受けて仕事に従事していると判断される場合適用…と解説しています。派遣が禁止されている4業種の1つ・建設業でよく問題になる偽装請負でも7年前に成立した過労死防止法の網がかかる事を発注事業者は十分注意する必要があります。(渡邊健)



+

当事務所では毎週金曜日の朝9時～10時に、ミーティングを行ないます。ご協力をお願いします。

※当事務所から070で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の電話番号です。
①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611